

2022年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社ファルテック  
 代 表 者 名 代表取締役社長 文 屋 仁 志  
 (コード番号：7215)  
 問 合 せ 先 代表取締役専務執行役員 篠 田 好 洋  
 TEL. 044-520-0290

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり、2022年6月23日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を、新設の第15条(電子提供措置等)第1項に定め、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項について第2項に定めます。
- (2) 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を削除します。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けます。なお、本附則は期日経過後に削除いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は下表のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	<u>(附則)</u>
(新 設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2) 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3) 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月23日  
定款変更の効力発生予定日 2022年6月23日

以 上